

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について

〔平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号
平成17年5月13日文科初第262号・雇児発第0513003号一部改正〕

幼稚園と保育所の今後の在り方については、近年における少子化の進行、共働き家庭の一般化などに伴う保育ニーズの多様化等を背景として、地方分権推進委員会第一次勧告(平成8年12月)において、地域の実情に応じた幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立することが求められました。

このような状況を踏まえ、文部省と厚生省は共同して、国民の多様なニーズに対応できるよう、望ましい運営や施設の在り方を幅広い観点から検討するため、平成9年4月に「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」を発足させました。

この検討会においては、当面、幼稚園と保育所を合築し、併設し、又は同一敷地内に設置するに当たっての施設の共用化等に関する取扱いを中心に検討を行い、この度、別紙のとおりこの指針を取りまとめましたので、貴職におかれては管下の市町村その他関係者に周知徹底の上、適切に指導し、幼児教育・保育の充実に一層の御配慮をお願いします。

(別紙)

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針

1 目的

多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図り、幼児教育環境の質的な向上を推進し、共用化された施設について保育の内容等運営が工夫され、有効利用が図られることを目的とする。

2 内容

- (1) 幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共用することができる。
- (2) 共用化された施設について必要とされる基準面積は、原則として、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により幼児数を基に算定するものとする。

ただし、この方法によることが適切でないと認められる場合には実情に即した方法により算定するものとする。

共用部分については、原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理する。

- (3) 幼稚園と保育所が共用化されている施設における職員の数については、それぞれ幼稚園設置基準、児童福祉施設最低基準により算定するものとする。
- (4) 幼稚園及び保育所に備えられている園具・教具・用具について、幼稚園及び保育所は相互に使用することができる。
- (5) 幼稚園と保育所が共用化されている施設においては、教育・保育内容に関し、合同で研修を実施するように努める。
- (6) 施設設備の維持保全、清掃時の共通する施設管理業務について一元的な処理に努める。
- (7) 共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに幼稚園及び保育所の保育室の共用化については、平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」別紙1の共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に関する指針（以下「合同活動指針」という。）にしたがって実施するものとする。

なお、この場合において、合同活動指針2(1)⑤により合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理することとされた共用化された保育室のうち、当該按分された面積については、上記(2)の専有面積とみなすことができるものとする。

(別紙 1)

共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の 合同活動並びに保育室の共用化に関する指針

1 内容

経済的社会的条件の変化に伴い乳児及び幼児の数が減少したことその他の事情により適正規模の集団保育が困難であり、幼児の心身の健全な育成のために特に必要があるときは、平成10年3月10日付け文初幼第476号・児発第130号「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」により共用化された施設において、一定の条件を満たす場合、幼稚園児と保育所児を合同で教育・保育することができることとするとともに、幼稚園と保育所の保育室を共用することができることとする。

2 留意事項

- (1) 1の取扱いを実施するに当たっては、次の①から⑤までを満たすことが必要であること。
 - ① 幼稚園児と保育所児と一緒に活動する保育室は、幼児（幼稚園児及び保育所児）の数の合計により児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条及び第33条の面積基準及び職員配置基準を満たしていること。
 - ② 幼稚園設置基準第5条第5項の規定により行われる幼稚園児と保育所児による合同活動であること。
 - ③ 幼児の教育・保育に直接従事する職員は、幼稚園教諭免許及び保育士資格を併有し、合同活動を行う幼稚園児及び保育所児がそれぞれ在籍する幼稚園の幼稚園教諭及び保育所の保育士を兼務していること。
 - ④ 合同活動の内容は、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿ったものであること。
 - ⑤ 共用化された保育室は、当該保育室において合同活動を行う幼稚園児及び保育所児それぞれの定員数で按分して管理すること。なお、合同活動を行う各保育室の幼児数が増減しても、共用する保育室全体における合同活動を行う保育所児及び幼稚園児の定員数の合計数の範囲内である限りは、改めて按分する必要はなく、財産処分の手続きは必要ないこと。
- (2) 1の取扱いを実施するに当たっては、幼児教育担当部局と児童福祉担当部局との間で情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、1の取扱いが円滑に実施できるよう努めること。